

# 第3期

## 我孫子市子ども発達支援計画

### (第3期障害児福祉計画)(案)

—ライフステージに応じた切れ目ない支援をめざして—



我孫子市マスコットキャラクター

「手賀沼のうなぎちゃん」

令和6年度～令和8年度

我孫子市

## 目次

第1章 計画策定にあたって.....	1
1. 計画策定の背景及び趣旨.....	1
2. 計画の位置づけ.....	2
3. 計画の期間.....	3
4. 計画の対象.....	4
第2章 我孫子市の現状.....	5
1. 発達に支援が必要な子どもの状況.....	5
2. 「第2期子ども発達支援計画（第2期障害児福祉計画）」の実施状況.....	9
3. 「第2期子ども発達支援計画（第2期障害児福祉計画）」の振り返り.....	17
第3章 計画の基本的考え方.....	22
1. 計画の基本理念.....	22
2. 基本目標.....	24
3. 施策の体系.....	26
第4章 施策の推進.....	27
1. 早期発見の促進.....	27
2. 発達支援の拡充.....	29
3. 家族支援の充実.....	32
4. 地域支援の構築.....	36
5. 教育支援の拡充.....	38
6. 計画の推進体制と進行管理.....	42

【コラム】	• 持続可能な開発目標（SDGs）.....	23
• 合理的な配慮の提供ってなあに？.....	• 療育支援と発達支援.....	25
• 医療的ケア児支援法.....	• ヤングケアラー支援について.....	35
• 活用しよう！「個別の教育支援計画」	• 福祉サービスと関係機関の関係.....	37
「個別の指導計画」.....	• マルトリートメントとは.....	41
		16

## 第1章 計画策定にあたって

---

我孫子市では、令和3年3月に策定した「第2期我孫子市子ども発達支援計画（第2期障害児福祉計画）」の計画期間が令和5年度に終了することから、令和6年度から令和8年度の3年間を計画期間とした新たな計画を策定します。

### 1. 計画策定の背景及び趣旨

---

国は、平成29年に児童福祉法及び障害者総合支援法（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）により、厚生労働省の定める「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」に即した障害児福祉計画の策定を義務付けました。

我孫子市では、平成27年から発達に支援が必要な子どもに対し、ライフステージ\*に応じた支援体制の構築を目的に計画を策定していたため、この計画の中間見直しを行うことで、平成30年3月に第1期障害児福祉計画の内容を併せ持った「<改訂版>我孫子市子ども発達支援計画（第1期障害児福祉計画）」を策定しました。

令和2年5月には国が基本指針の一部改正を行い、「第2期障害児福祉計画」を策定するに当たって即すべき事項を定めました。市では、前計画の期間終了に伴い、令和3年3月に「第2期我孫子市子ども発達支援計画（第2期障害児福祉計画）」を策定し、変化の激しい子どもを取り巻く社会情勢の中で複雑化、多様化する子育てのニーズに対応できるよう、施策の見直しを行ってきました。

現在でも、我孫子市では、出生数の低下に伴い子どもの数の減少が進行していますが、「発達に支援が必要な子ども」の人口に占める割合は、再び増加傾向に転じています。この傾向は、発達に支援が必要な子どもの存在が、社会的にも家庭内でも認知され、受容されてきたことと、早期に療育を開始することの効果と必要性が周知されてきたことの表れと考えられます。

子育てをめぐるさまざまな課題に対応し、子育てをする際に養育する保護者が孤立感を抱え込んでしまわないよう支援策を整えていくことが重要です。

そこで我孫子市では、令和5年5月に告示された、「第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画に係る基本指針」の基本的理念や基本的考え方に基づき、令和6年度から令和8年度までの「第3期我孫子市子ども発達支援計画（第3期障害児福祉計画）」を策定します。

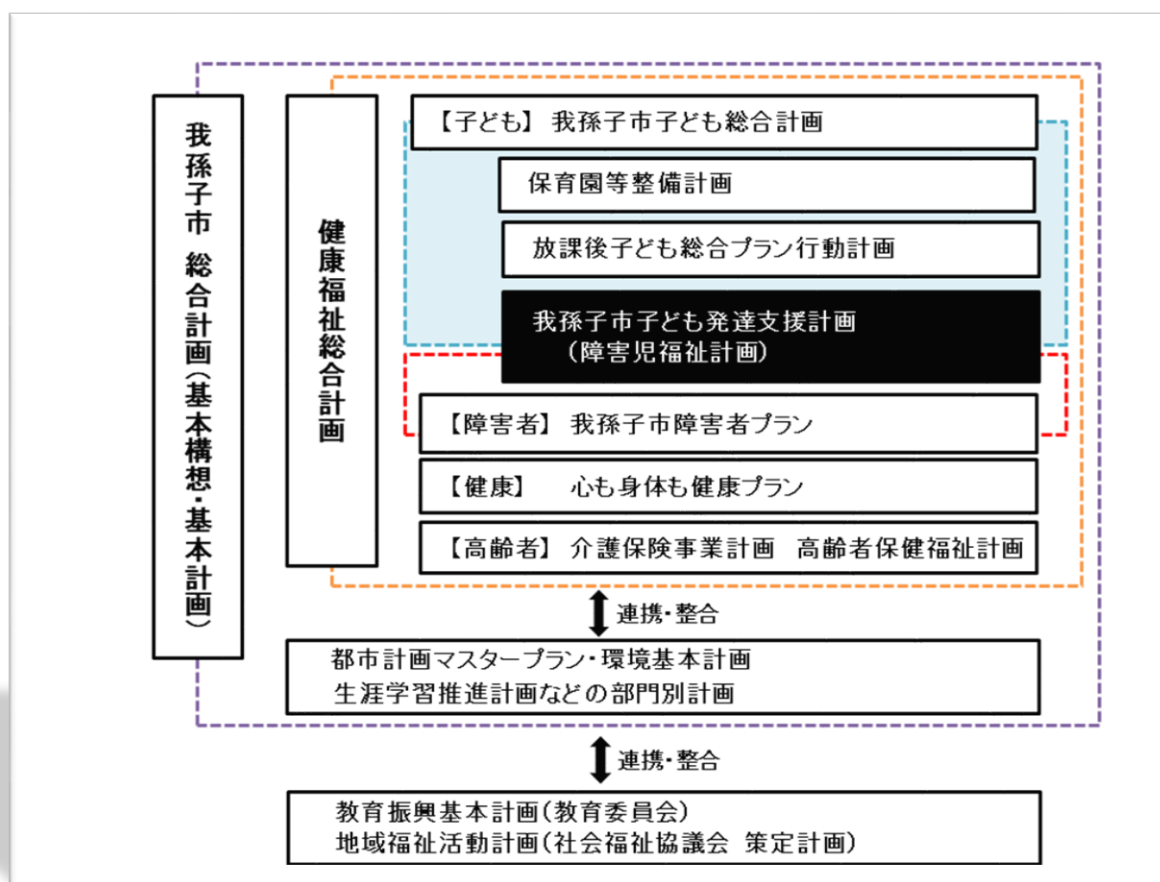
## 2. 計画の位置づけ

本計画は、市政の最上位計画である「我孫子市第4次総合計画」に即して定める「健康福祉総合計画」の下位計画である「第4次子ども総合計画」の部門別計画の1つとして位置づけられています。さらに、我孫子市のめざす教育を実現するための計画である「我孫子市教育振興基本計画」に基づいて事業を進める教育委員会と連携して策定するものです。

また、児童福祉法第33条の20に規定する「第3期障害児福祉計画」を併せ待ちます。

我孫子市のまちづくりの最も基本的な計画である「我孫子市第4次総合計画」の基本計画を基に方針を定め、「我孫子市第6次健康福祉総合計画」の個別計画として位置づけられている「我孫子市障害者プラン」、子ども・子育て支援法に基づく「我孫子市子ども総合計画」、教育大綱に基づく「我孫子市教育振興基本計画」と整合性を図ります。

本計画は、ライフステージに応じた一貫した支援体制を体系的、計画的に執行するための指針となるものであり、今後実施していく事業の基本となるものです。子ども施策、障害児福祉施策に対する市民の理解とさまざまな関係機関との連携と協力によって、実現できるよう努めていきます。



### 3. 計画の期間

本計画の期間は、「第3期障害児福祉計画」に合わせて、令和6年度から令和8年度までの3年間とします。

なお、計画の期間中に社会情勢の変化や法律、制度の改正等により、見直しの必要が生じた場合は、随時行うこととします。

	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年	令和 6年	令和 7年	令和 8年
健康福祉総合計画	第6次 (令和2年度～令和6年度)					第7次 (令和7年度～ 令和11年度)	
子ども総合計画	第4次 (令和2年度～令和6年度)					第5次 (令和7年度～ 令和11年度)	
保育園等整備計画	第3次【改訂版】(令和2年度～令和6年度)					第4次 (令和7年度～ 令和11年度)	
放課後子ども総合プラン行動計画	第2次 (令和2年度～令和6年度)					第3次 (令和7年度～ 令和11年度)	
子ども発達支援計画 (障害児福祉計画)	改訂版 第1期	第2期(令和3年度～令和5年度)			第3期(令和6年度～令和8年度)		
障害者プラン (障害者計画・障害福祉計画)	第2期	第3期 (令和3年度～令和5年度)			第4期 (令和6年～令和8年)		
教育振興基本計画	第2期 (令和2年度～令和5年度)					第3期 (令和6年度～ 令和9年度)	

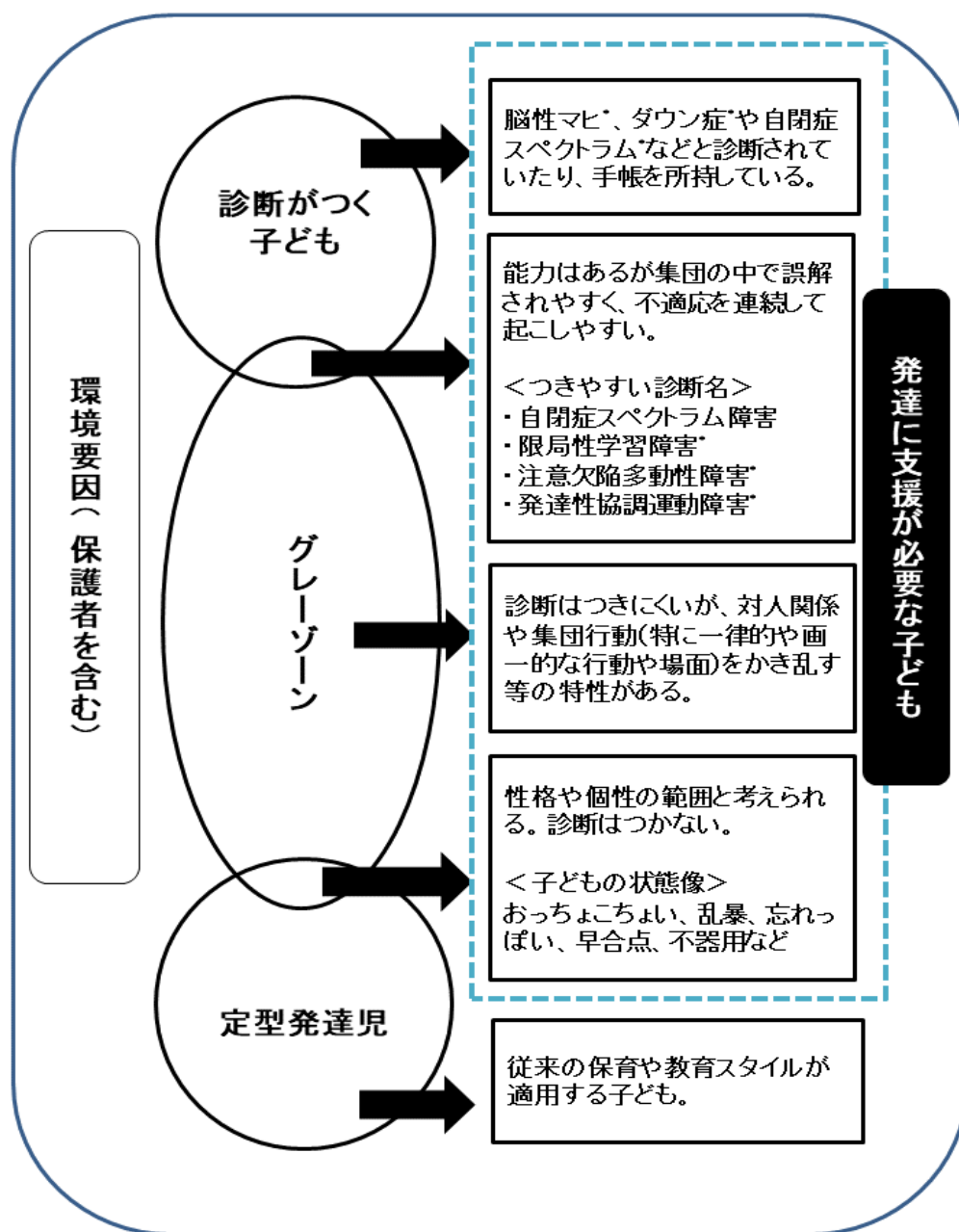


#### 4. 計画の対象

本計画の対象を0歳から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある発達に支援が必要な子どもとその保護者とします。

我孫子市では、医学的診断のついている子どもに加え、集団での活動に苦手さがある子どもやコミュニケーションの苦手さから人と関わることに難しさのある子どもなど、いわゆる「グレーゾーン」に含まれる子どもに対しても発達面や情緒面への多様な支援が必要と考えています。

また、子ども自身への支援に加え、保護者を含む子どもが育つ環境への介入も重要であると考えています。



## 第2章 我孫子市の現状

### 1. 発達に支援が必要な子どもの状況

※特に注釈がない場合、各数値は各年度の3月末時点での実績です。

#### (1) 我孫子市の人口の状況

市の人口に占める18歳以下の人口の割合は、年々減少しています。

	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
0～6歳	6,255人	6,033人	5,885人	5,717人
7～18歳	13,938人	13,762人	13,494人	13,148人
0～18歳	20,193人	19,795人	19,379人	18,865人
人口	132,167人	132,002人	131,559人	131,147人
人口比	15.28%	15.00%	14.73%	14.38%

※各年度4月1日時点

※市民課人口ピラミッドから 外国人登録者を含む

#### (2) 保健センターの要経過観察人数

保健センターで実施する乳幼児の相談や幼児健康診査\*（以下、健診）の要経過観察者（健診後、継続して見守りが必要とされる子ども）の割合は、4か月児相談は約3割、1歳6か月児健診と3歳児健診は約4割以上となっています（要経過観察者の中には、身体的な健康上注意すべき子どもも含まれています）。

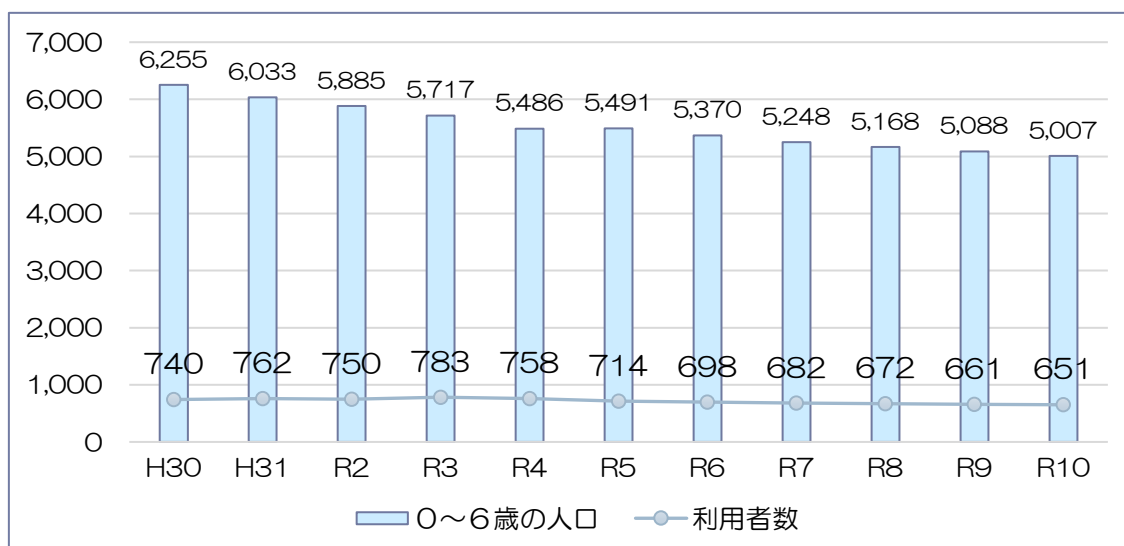
相談や幼児健康診査は身体的、精神的に支援が必要な子どもの早期発見の機会として重要な役割を果たしています。

	R2年度		R3年度		R4年度	
	受診者	要経過観察者	受診者	要経過観察者	受診者	要経過観察者
	要経過観察者の占める割合		要経過観察者の占める割合		要経過観察者の占める割合	
4か月児相談	457人	133人	635人	215人	585人	195人
	29.1%		33.9%		33.3%	
1歳6か月児健診	808人	290人	591人	253人	601人	260人
	35.9%		42.8%		43.3%	
3歳児健診	767人	408人	597人	322人	554人	242人
	53.2%		53.9%		43.7%	

### (3) こども発達センターの利用人数

0歳～6歳の未就学児数に対するこども発達センター利用者数の占める割合は、わずかに増加しており、R4年度末で約13.8%となっています。

〔我孫子市第四次総合計画人口の見通し〕



※単位：人

※人口推計、利用者数は令和4年度までは実績値。令和5年度以降は各年1月1日現在の推計値

※令和4年度までの実績値には外国人を含む。令和5年度以降、外国人は含まない

### (4) 公立保育園を利用する発達に支援が必要な子どもの割合

公立保育園に在籍している発達に支援が必要な子どもの割合は、平成29年度に13.4%、30年度に28.8%、令和元年度には32.7%になるなど急激な増加傾向が続いていましたが、令和3年度から4年度にかけて初めて減少に転じました。

このような現状を踏まえ、平成27年度から保育課に心理相談員\*を配置し、相談支援を実施しています。

なお、公立保育園に在籍している発達に支援が必要な子どもとは、障害者手帳\*を持っていないがこども発達センターを利用している子ども、または巡回相談\*や保育相談\*を利用している子どもとしています。

	R2年度	R3年度	R4年度
公立保育園在籍の障害者手帳を所持していない発達に支援が必要な子どもの割合	42.5%	51.3%	41.9%

※各年度4月1日時点



(5) 特別支援学級\*の児童生徒数

特別支援学級在籍の児童生徒数及び割合は、年々増加の傾向にあります。

	R2 年度	R3 年度	R4 年度
知的障害学級	188 人	217 人	228 人
言語障害学級	40 人	22 人	15 人
情緒障害学級	283 人	306 人	315 人
合計	511 人	545 人	558 人
特別支援学級在籍者の割合	5.6%	3.4%	6.4%

※各年度5月1日時点

(6) 学童保育室を利用する発達に支援が必要な子どもの人数

障害者手帳を所持し、もしくは障害者手帳を所持していないが支援員等を加配する対象となっている子どもの割合は、概ね 5.8%前後で推移しています。

	R2 年度	R3 年度	R4 年度
人数	53 人	61 人	47 人
割合	5.6%	6.7%	5.2%

(7) 特別支援学校\*の児童生徒数

千葉県立我孫子特別支援学校、湖北特別支援学校に通学している市内在住の児童生徒数は、横ばい傾向となっています。

	R2 年度	R3 年度	R4 年度
我孫子特別支援学校	60 人	59 人	58 人
湖北特別支援学校	57 人	55 人	56 人

※各年度5月1日時点



— 合理的配慮\*の提供ってなかに —

障害のある人もない人も、互いにその人らしさを認め合いながら、共に生きる社会（共生社会）の実現を目指し、令和3年に障害者差別解消法が改正されました。（改正法は令和6年4月1日施行）

障害者差別解消法では、行政機関等及び事業者に対し、障害のある人への障害を理由とする「不当な差別的取り扱い」を禁止しています。また、障害のある人が「合理的配慮の提供」を求めるための申出をすることができます。

例えば、障害のある人が飲食店で、「車いすのまま着席したいのですが、よろしいですか」と、申し出ます。飲食店の事業者は、その実施に伴う負担が過重でなければ、いすを片づけたり、車いすが入ることのできるスペースを作ったりするなど、合理的な配慮を講じます。

## (8) 障害者手帳所持者の推移

0～18歳未満の障害者手帳の所持者数は、令和4年度で身体障害者手帳\*が67人、療育手帳\*が301人、精神障害者保健福祉手帳\*が39人です。精神障害者保健福祉手帳の所持者のうち6歳から18歳未満の人数が年々増加傾向となっています。

		R2年度	R3年度	R4年度
身体障害者手帳	0～5歳	14人	12人	10人
	6～18歳未満	62人	58人	57人
	全年齢	3,527人	3,527人	3,541人
療育手帳	0～5歳	30人	24人	27人
	6～18歳未満	278人	275人	274人
	全年齢	1,022人	1,052人	1,088人
精神障害者 保健福祉手帳	0～5歳	0人	0人	0人
	6～18歳未満	23人	24人	39人
	全年齢	1,187人	1,293人	1,373人



### 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律

#### 【医療的ケア児支援法】

医療的ケア児とは、日常的にたんの吸引や経管栄養、呼吸器管理などが必要な子どものことです。そのような子どもたちの健やかな成長を図るとともに、その家族の離職を防止し、安心して子どもを生子、育てることができる社会の実現に寄与することを目的に、令和3年に医療的ケア児支援法が施行されました。

医療的ケア児の支援に関しては、次の4つの課題が指摘されています。

- ① 医療的ケア児の人数の把握
- ② 医療的ケア児等コーディネーターの配置
- ③ 医療的ケア児支援センター（都道府県）の設置
- ④ 医療的ケア児のための災害時の支援

このような課題を解消するために、医療、保健、福祉、教育など多分野の施策と整合性のある支援体制を構築し、医療的ケア児への支援がさらに充実していくことが期待されています。

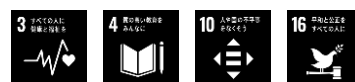
## 2. 「第2期子ども発達支援計画(第2期障害児福祉計画)」の実施状況

第2期子ども発達支援計画（第2期障害児福祉計画）は、5つの基本目標を掲げ、取り組んできました。なお、特に注釈がない場合、各数値は各年度の3月末時点での実績です。

### (1) 早期発見の促進

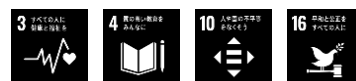


#### ○発達支援に関する専門職員の派遣



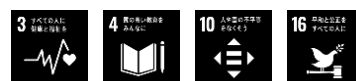
		実績		
		R2年度	R3年度	R4年度
保健センターでの相談業務	延べ人数	381人	410人	345人

#### ○ケースワーカー\*による相談・調整



		実績		
		R2年度	R3年度	R4年度
こども発達センター利用者	実人数	750人	783人	758人
受理面接*	実人数	212人	301人	206人
医療相談*	延べ人数	18人	28人	35人

#### ○あそびの教室\*による早期支援



		実績		
		R2年度	R3年度	R4年度
親子教室* (たんぼぼ教室)	延べ人数	15人	79人	78人
乳児あそびの教室	実人数	0人	0人	1人
幼児あそびの教室	実人数	2人	0人	4人

#### ○子ども総合相談の推進

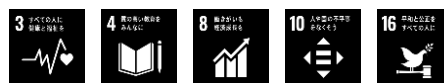


		実績		
		R2年度	R3年度	R4年度
子どもに関する相談のうち、終結件数の割合		81.3%	80.5%	81.0%

## (2) 発達支援の拡充



### ○専門職員による相談・訓練



		実績			
		R2 年度	R3 年度	R4 年度	
発達評価*		延べ人数	537 人	591 人	634 人
心理・発達相談*（就学児の相談含む）		延べ人数	894 人	937 人	1,572 人
個別療育	理学療法*	実人数	49 人	60 人	52 人
	作業療法*	実人数	81 人	136 人	138 人
	言語聴覚療法*	実人数	197 人	228 人	204 人
	家庭療育指導*	実人数	231 人	174 人	144 人
集団療育	乳児集団療育*	実人数	7 人	14 人	11 人
	幼児集団療育*	実人数	43 人	34 人	48 人
補装具・日常生活用具相談*		延べ人数	4 人	14 人	16 人
保護者学習会*（※）		参加人数		14 人	27 人
療育セミナー*（※）		参加人数			47 人
ペアレントプログラム*		実人数	0 人	0 人	5 人

※R2 年度保護者学習会及び R2 年度、R3 年度の療育セミナーについては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止

### ○児童発達支援事業\*所「ひまわり園」による発達支援



	実績		
	R2 年度	R3 年度	R4 年度
契約者数	59 人	74 人	42 人

### ○保育所等訪問支援事業\*所「おひさま」による発達支援



	実績		
	R2 年度	R3 年度	R4 年度
契約者数	2 人	0 人	2 人



○児童通所支援事業\*

		実績		
		R2 年度	R3 年度	R4 年度
児童発達支援	実人数/月	111 人	167 人	169 人
	延べ利用日数/月	980 日	1,194 日	1,459 日
医療型児童発達支援*	実人数/月	0 人	0 人	0 人
	延べ利用日数/月	0 日	0 日	0 日
放課後等デイサービス*	実人数/月	238 人	260 人	277 人
	延べ利用日数/月	2,901 日	2,803 日	3,212 日
保育所等訪問支援	実人数/月	2 人	1 人	2 人
	延べ利用日数/月	3 日	2 日	3 日
居宅訪問型児童発達支援*	実人数/月	0 人	0 人	0 人
	延べ利用日数/月	0 日	0 日	0 日
相談支援事業*	実人数/月	82 人	82 人	96 人



(3) 家族支援の充実



○ケースワーカーによる相談・調整【再掲】

		実績		
		R2 年度	R3 年度	R4 年度
こども発達センター利用者	実人数	750 人	783 人	758 人
受理面接	実人数	212 人	301 人	206 人
医療相談	延べ人数	18 人	28 人	35 人



○専門職員による相談・訓練【再掲】

		実績			
		R2 年度	R3 年度	R4 年度	
発達評価		延べ人数	537 人	591 人	634 人
心理・発達相談（就学児の相談含む）		延べ人数	894 人	937 人	1,572 人
個別療育	理学療法	実人数	49 人	53 人	52 人
	作業療法	実人数	81 人	129 人	138 人

			実績		
			R2 年度	R3 年度	R4 年度
	言語聴覚療法	実人数	197 人	228 人	204 人
	家庭療育指導	実人数	231 人	174 人	144 人
集団療育	乳児集団療育	実人数	7 人	14 人	11 人
	幼児集団療育	実人数	43 人	34 人	48 人
補装具・日常生活用具相談		延べ人数	4 人	14 人	16 人
保護者学習会（※）		参加人数		14 人	27 人
療育セミナー（※）		参加人数			47 人
ペアレントプログラム		実人数	0 人	0 人	5 人

※R2 年度保護者学習会及び R2 年度、R3 年度の療育セミナーについては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止

### ○相談支援事業所「なの花」の相談支援専門員による児童支援利用計画\*の作成



	実績		
	R2 年度	R3 年度	R4 年度
契約者数	267 人	295 人	252 人
児童支援利用計画延べ作成数	528 件	540 件	565 件



### ○就園、就学に関する相談・支援事業

	実績		
	R2 年度	R3 年度	R4 年度
就学引き継ぎ資料作成人数	137 人	138 人	137 人
就園説明会 参加人数	17 人	18 人	19 人
学童相談（小 1 へのフォロー）	139（※） 人	219 人	70 人

※R2 年度の学童相談は、学齢期全体の相談実績



### ○教育相談・発達相談事業

	実績		
	R2 年度	R3 年度	R4 年度
来談件数	412 件	428 件	311 件
発達障害*及び何らかの発達の偏りが背景にあると思われる相談の割合	63%	66%	69%
相談回数（※）	3,673 回	3,902 回	2,243 回

※相談回数は、来所相談、電話相談、他機関調整を含む



### ○子ども総合相談の推進【再掲】

	実績		
	R2 年度	R3 年度	R4 年度
子どもに関する相談のうち、終結件数の割合	81.3%	80.5%	81.0%



### ○子ども虐待防止・援助活動の推進

	実績		
	R2 年度	R3 年度	R4 年度
緊急性の高い児童通告について、48 時間以内に調査を行った割合	100%	100%	100%

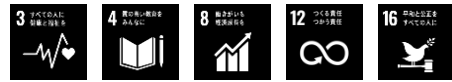


## (4) 地域支援の構築



### ○専門職員による相談・訓練

		実績		
		R2 年度	R3 年度	R4 年度
巡回相談	延べ人数	355 人	300 人	163 人
施設訪問相談	実施回数	20 回	16 回	19 回



○ライフダイアリー\*普及事業

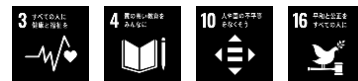
	実績		
	R2 年度	R3 年度	R4 年度
ライフダイアリーの配布数	849 冊	711 冊	726 冊



(5) 教育支援の拡充

○学級支援員\*派遣事業

支援員一人に対する特別支援学級在籍児童生徒の数



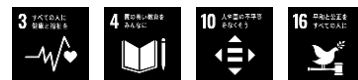
		実績		
		R2 年度	R3 年度	R4 年度
支援員一人に対する 特別支援学級在籍児童生徒の数	小学校	6.6 人	5.9 人	5.1 人
	中学校	4.4 人	11.4 人	9.8 人



○教育研究所（※）巡回事業

	実績		
	R2 年度	R3 年度	R4 年度
必要な児童生徒に対する教育支援計画*作成数	872 人	908 人	910 人
必要な児童生徒に対する教育支援計画作成率	98.3%	100%	100%

※令和4年4月より教育相談センターに名称変更

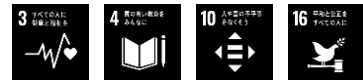


○特別支援教育\*推進事業

	実績		
	R2 年度	R3 年度	R4 年度
校内研修会	12 回	19 回	23 回
学級支援員研修会	0 回	1 回	1 回
コーディネーター研修会	0 回	1 回	1 回
聞こえの研修会*（※）	廃止	廃止	廃止

※聞こえの研修会の代わりに、R6 年度から聞こえの相談会を年1回実施予定





○教育研究所（※）アドバイザー\*派遣事業

		実績		
		R2 年度	R3 年度	R4 年度
小学校	延べ人数	220 人	213 人	95 人
	派遣回数	182 回	108 回	67 回
中学校	延べ人数	58 人	21 人	6 人
	派遣回数	44 回	43 回	12 回

※令和4年4月より教育相談センターに名称変更

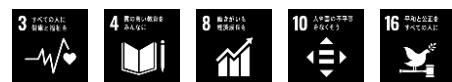


○就学相談事業

	実績		
	R2 年度	R3 年度	R4 年度
見学者数（実数）			
見学回数 （延べ人数）			
体験者数（実数）			
体験回数 （延べ人数）	120 回 (187 人)	103 回 (166 人)	101 回 (164 人)
教育支援委員会*審議件数 （小学校入学予定者）	86 件	116 件	105 件
教育支援委員会審議件数 （中学校入学予定者）	42 件	68 件	62 件
その他の相談回数※	282 回	380 回	172 回

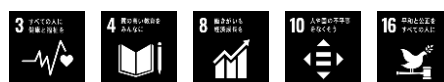
※その他の相談回数には来所相談、電話相談、他機関連携、検査等を含む

※令和2年度から見学は廃止。また、体験者数は、延べ人数のみ



○長欠対策事業

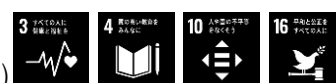
	実績		
	R2 年度	R3 年度	R4 年度
心の教室相談員*の延べ相談人数	10,769 人	9,805 人	9,346 人
適応指導教室「ヤング手賀沼」*通級児童生徒数	55 人	78 人	100 人



### ○教育相談・発達相談事業【再掲】

	実績		
	R2 年度	R3 年度	R4 年度
来談件数	412 件	428 件	311 件
発達障害及び何らかの発達の偏りが背景にあると思われる相談の割合	63%	66%	69%
相談回数（※）	3,673 回	3,902 回	2,243 回

※相談回数は、来所相談、電話相談、他機関調整を含む



### ○小中学生のためのいじめ・悩み相談ホットライン(※)

	実績		
	R2 年度	R3 年度	R4 年度
相談人数	17 人	15 人	18 人

※令和 4 年度から「児童生徒からの相談ホットライン\*」に名称を変更



－ 活用しよう！「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」－

「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」は、障害のある児童生徒一人一人に対するきめ細やかな支援を、組織的、継続的かつ計画的に行うために重要な役割を担っています。

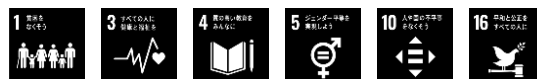
「個別の教育支援計画」には、お子さん一人ひとりの教育をとりまく家庭や福祉、医療、保健など、様々な支援内容を含め、就労までを見据えた一貫した支援について記述します。それを踏まえて「個別の指導計画」には、指導目標や指導内容や方法等を具体的に表し、学校の教育課程において、児童生徒一人ひとりの実態に応じたきめ細やかな指導につなげています。



### 3. 「第2期子ども発達支援計画(第2期障害児福祉計画)」の振り返り

「第2期我孫子市子ども発達支援計画(第2期障害児福祉計画)」では、5つの基本目標を掲げ、様々な取り組みを展開してきました。アンケート調査により、本計画を推進していく過程で見えてきた課題や新たな問題点を、5つの基本目標ごとにまとめ、第3期計画の基本目標につなげていきます。

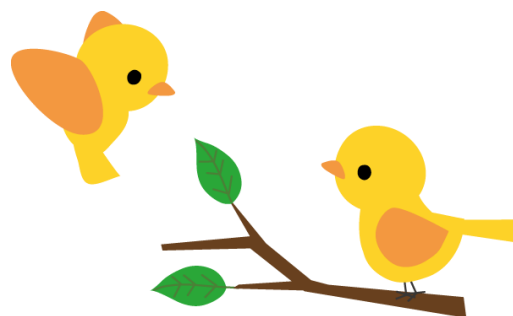
#### (1) 早期発見の促進



全国的に1歳6か月児健診、3歳児健診は、受診率が高い状況にあり、我孫子市においても、各健診の内、集団健診の受診率は約9割となっており、発達に支援が必要な子どもにいち早く気づくことができる状況となっています。また、社会情勢の変化や家族形態の多様化により、子どもが生活する場は、家庭以外に幼稚園、保育園、認定こども園、学校、学童保育室、あびっ子クラブ等と様々です。

我孫子市こども発達センターについてのアンケート調査では“こども発達センターの紹介元”は、「保健センター」が59.1%と最も高く、次いで「幼稚園、保育園、認定こども園」が18.6%となっており、発達に支援が必要な子どもの“発見窓口”として、保健センターに加え、子どもの所属機関が重要な役割を担っていることがわかります。

そこで、こども発達センターを中心に関係機関が連携し、発達に支援が必要な子どもを早期に発見できる体制を強化していくことが必要です。また、保護者に子どもの発達特性\*への「気づき」を促し、保護者が主体的に子育てできるような相談支援体制、ライフステージを通じた切れ目ない配慮や支援を受けられるような発達支援体制の充実が求められます。





## (2) 発達支援の拡充

発達に支援が必要な子どもの健全な成長には、その子の特性を理解したうえでライフステージに応じて一貫した発達支援を行っていくことが重要です。

そこで我孫子市では、平成 11 年にこども発達センターを開設し、専門職を配置して子どもの発達支援を実施してきました。こども発達センターでは、子どもの障害の状態、障害の有無に関わらず、発達の過程やその特性に十分配慮しながら、専門的な知識に基づいた発達支援を行っています。

我孫子市こども発達センターについてのアンケート調査では、“こども発達センターでの療育支援の内容の満足度”は、「満足」と「やや満足」を合わせて 91.4%で、おおむね保護者が満足できる発達支援が提供できている結果となっています。

また、児童通所支援サービスは、児童通所支援事業所数（児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所、保育所等訪問支援事業所）、児童通所支援支給決定者\*数ともに増加しています。利用者へのアンケート調査では、“児童通所支援サービスの満足度”について、「満足」と「やや満足」を合わせて約 88.9%となっています。希望する支援内容や選択の幅の広がりもみられ、児童通所支援事業所の複数利用は 43.4%、市外の通所支援事業所利用は 23.8%となっています。

効果的なサービスの提供が行われるための、相談支援事業所を中心とした支援体制の充実について、アンケートからは、連携の必要性について「連携してほしい」という希望に、現状が届いていないという結果になっています。子どもの状態、状況、支援目標、支援方法を関係機関で共有（連携）することでより良い支援につながるよう体制を整えることが必要です。

重症心身障害児\*や医療的ケア\*が必要な子どもへの支援体制については、訪問看護ステーション\*、児童通所支援事業所、相談支援事業所、保育、教育等の関係者が連携を図るための協議の場を「療育・教育システム連絡会」の部会として設置しました。また、医療的ケア児等支援コーディネーター\*を公設の相談支援事業所 2 か所に 3 人配置しました。より充実した発達支援を実施するために、圏域でのサービス提供体制に関する情報共有や連携も必要です。

強度行動障害\*を有する子どもに対する適切な支援のための人材育成等については、引き続き支援体制の整備等を図っていくことが重要です。

社会情勢の変化や家族形態の多様化により、子どもが生活する場は様々です。発達に支援が必要な子どもの発達状況や環境に応じた発達支援を充実させるためにも、一人ひとりのニーズに応じた支援体制の充実が求められています。



### (3) 家族支援の充実

子どもにとって最大の支援者は家族です。我孫子市では、子どもに加え、家族への支援も発達支援のひとつだと考えています。発達に支援が必要な子どもの特徴や関わり方について、家族が理解を深め、親子の愛着\*関係を育むことが子どものその後の人生にとって大切です。

我孫子市こども発達センターについてのアンケート調査では、“初回面接について”の質問で、「満足」と「やや満足」を合わせて94.6%と回答しています。自由記述では、こども発達センターに相談したことで「担当者から子どもへの関わり方の助言があった」、「これからの見通しが立って安心した」という回答が半数近くにのぼりました。このことから、発達に支援が必要な子どもを理解するためにこども発達センターが重要な役割を担っていることがわかります。

また、児童通所支援サービスの支給決定を受けるには、児童支援利用計画の作成が必要です。我孫子市では、発達に支援が必要な子どもの特性を受容し理解を促進する観点から、すべての支給申請者に相談支援事業所の利用を促しています。

利用者への児童通所支援サービスについてのアンケート調査では、“相談支援事業の満足度”は「満足」と「やや満足」を合わせて77.9%となっており、“相談支援事業が満足な理由”は「（サービス利用について）困ったとき、迷ったときに相談できる場所ができたから」が最も高くなっています。また、“子どもの障害や発達特性などで困ったときの相談先”は、「児童発達支援の事業所」が54.0%と最も高く、「家族」、「保育園、幼稚園、認定こども園、学校」と続きます。一方で、「相談できる場所がなくて不安」、「誰にも相談できていない」という回答もあります。このことから、サービスの利用調整については相談支援事業所に、障害や特性については専門の所属機関に、と相談内容により相談先が選択されていることがわかります。そのため、より良いサービス提供のため一貫した支援体制を充実させるためには、相談支援事業所と児童通所支援サービス提供事業所や子どもの所属機関との連携をさらに充実させていくことが重要です。また、各機関の相談機能について周知していくことが必要です。

近年の社会情勢や家族形態の多様化により地域との繋がりが薄くなっている中、発達に支援が必要な子どもの子育てに悩む家族が地域で孤立してしまうことで、子ども虐待などの様々な問題に至ってしまうケースが増えています。こうした事態を招かない、重症化させないためにも、相談支援事業所や関係機関

のケースワーカーは、発達に支援が必要な子どもへの気づきの段階から子どもと家族に寄り添い、関係機関をつなぐ中心となっていくことが求められます。



#### (4) 地域支援の構築

発達に支援が必要な子どもは地域の様々な場所で過ごせるようになってきています。それぞれの居場所で子どもの発達特性の理解が深まれば、発達特性に応じた対応が期待でき、必要に応じて発達支援につなぐきっかけとなり、早期発見、早期支援に役立ちます。

児童通所支援事業についてのアンケート調査において、“事業所運営に関して困っていること”は、「人材育成が難しい」の割合が高く、発達に支援が必要な子どもに対応するために、支援者側が苦慮していることがわかります。

我孫子市では、発達特性への理解促進を図るため、地域の支援者に対してこども発達センターにおいて各種研修会を開催してきました。「我孫子市主催の研修に参加したいが、時間帯や人員配置の問題で参加できない」という意見があったので、オンラインを活用した研修を開催した後にアーカイブで配信\*し、オンタイム以外の時間に視聴して学習できるようにしています。

また、地域社会への参加、包容（インクルージョン）\*を促進するため、関係機関が連携し、支援方針を共有し、役割を分担することが効果的と考えています。こども発達センター、子ども支援課、保育課、教育相談センターの心理相談員等の専門職員が巡回し、支援者に対して支援方法や環境調整に関する助言をしています。

我孫子市こども発達センターについての利用者向けアンケート調査では、“こども発達センターと所属機関との連携”について、「連携してほしい」が94.9%となっています。また、児童通所支援事業についての保護者向けアンケートでは、“相談支援事業所と所属機関との連携”について、「連携してほしい」が75.7%となっているのに対し、「連携している」との回答が11.5%と低くなっており、ライフステージに応じた一貫した支援体制の構築に向け、相談支援事業所の機能の充実が課題となっています。

また、我孫子市では、幼稚園、保育園、認定こども園等から小学校への就学や、小学校から中学校への進学など、ライフステージの変化を安心して迎えるために、ライフダイアリーを全戸配布しています。

我孫子市こども発達センター及び児童通所支援についてのアンケート調査では、“ライフダイアリーの使用状況”について、「使っていない」がこども発達センター利用者では84.6%、児童通所支援支給決定者では「持っている」

は57.4%、そのうち「使っていない」が71.9%となっています。今後、活用方法やあり方を含め検討していく必要があります。

## (5) 教育支援の拡充



発達に支援が必要な子どもに、適切な教育支援が実施されるよう、教育相談センターの指導主事\*、アドバイザー等と学校が連携しながら教育相談、支援体制の充実を図っています。市内の子どもの数は年々減少していますが、支援を要する学齢期の児童生徒は増加しています。必要な児童生徒には、学校と保護者が相談しながら、個別の教育支援計画・個別の指導計画を作成しました。これは特別支援学級の子どもの限らず、通常学級に在籍していても、支援が必要な子どもには漏れなく作成するよう対応してきました。

学級支援員は、配置の必要性を巡回事業で見極めながら決定しました。さらに、市内の教職員、特に若年層教員が発達障害や愛着障害についての理解を深め、指導、支援に役立てられるよう、研修の機会をもうけました。特別支援学級に在籍する児童生徒は年々増えているため、学級支援員を必要な人数確保するとともに、個々のスキルアップをしていく必要があります。

入学時に通常学級、特別支援学級、特別支援学校等、どこに所属するか悩む保護者については、人数的に大きな変化はありませんでしたが、個々の児童生徒にとって最も適した教育が受けられるよう、今後も就学相談や教育支援委員会を活用し、保護者と共通理解を深めていく必要があります。

また、適応指導教室「ヤング手賀沼」を令和4年度から教育支援センターと改編し、けやきプラザ11階に「ひだまり」、湖北台東小学校内に「かけはし」の2か所を設置しました。さらに、令和5年度からは校内教育支援センターを中学校全6校と小学校3校に設置しました。将来的には小学校全校に設置することを目指しています。種々の事情から教室や学校を居場所とすることが難しくなった児童生徒に対し、様々な活動を通して集団への適応力を養いながら一人ひとりの子どもに合った教育の在り方を考え、支援しています。利用する児童生徒の中には背景に何らかの発達の偏りがあり、それが不登校\*の要因の一つと考えられる場合があります。そのため、発達支援の視点を含めた総合的な児童生徒の理解を進め、その児童生徒に応じた対応の必要性がさらに高まっています。



### 第3章 計画の基本的考え方

#### 1. 計画の基本理念

## 子どもがのびやかに自分の力を発揮できるまち

子どもがのびやかに育ち、自分の力を発揮できるよう、「豊かな心」「確かな学力」「健やかな体」の育成を目指すとともに、自己肯定感<sup>\*</sup>や生きる力を育むことが必要です。そのために、乳幼児期からの発達や学習の連続性を重視した発達支援、教育を推進します。さらに、子どもたちの能力や可能性を最大限に伸ばし、社会で輝く力を培うために、様々な体験や交流機会の確保、関係機関との連携を一層深め、支援体制の強化に取り組みます。それらの取組を通して、子どもがのびやかに自分の力を発揮できるまちを目指します。

そのためには、子どもの「発達特性」が判明してから支援を開始するのではなく「気になる段階」から、子育て支援と関連づけて発達支援を進める必要があります。早期に支援を始めることで、行動の改善や発達の促進が見られ、さらに保護者をはじめとした家族の子どもに対する理解を深めることで、その後、長期間にわたる支援につながることや幅広く生活の場に支援の効果が行き届くことが期待できます。そしてそれが、様々な場面において不適応を起こす“二次的な障害”を防ぐことにもつながります。

“二次的な障害”は、情緒の不安定や行動の障害、障害の重度化、保護者から子どもに対する虐待、家庭内暴力等を招く可能性を高めます。保護者の気持ちに気づき、寄り添って支えることのできる地域の身近な人の存在や日常生活の中で生じている問題を整理できる場所の確保等、子どもを育てていく家族への支援が重要となります。

発達支援においては、専門機関で行う発達支援も重要ですが、それ以上に大切なことは、「保護者の気づき」を促し、「親子の関係」を育むことです。

「気になる段階」の子どもを早期に発見できたとしても、保護者や家族などが「発達特性」に対しての理解がないままでは、適切かつ継続的な発達支援につながりません。



保護者は、わが子の「発達特性」に心が大きく揺れ動きます。子どもと多くの時間を過ごす保護者が、我が子が何を感じ、何を考え、何を求めているのか、常に関心し、寄り添っていくことを基本とした支援体制を目指します。

発達支援はこのように、専門機関や家庭だけで行うものではありません。子どもは地域で暮らしており、子どもの所属する幼稚園、保育園、認定こども園、学校、学童保育室、あびっ子クラブ、児童通所支援事業所などにおいて、合理的配慮が保障できる地域づくりを目指します。



— 持続可能な開発目標（SDGs） —

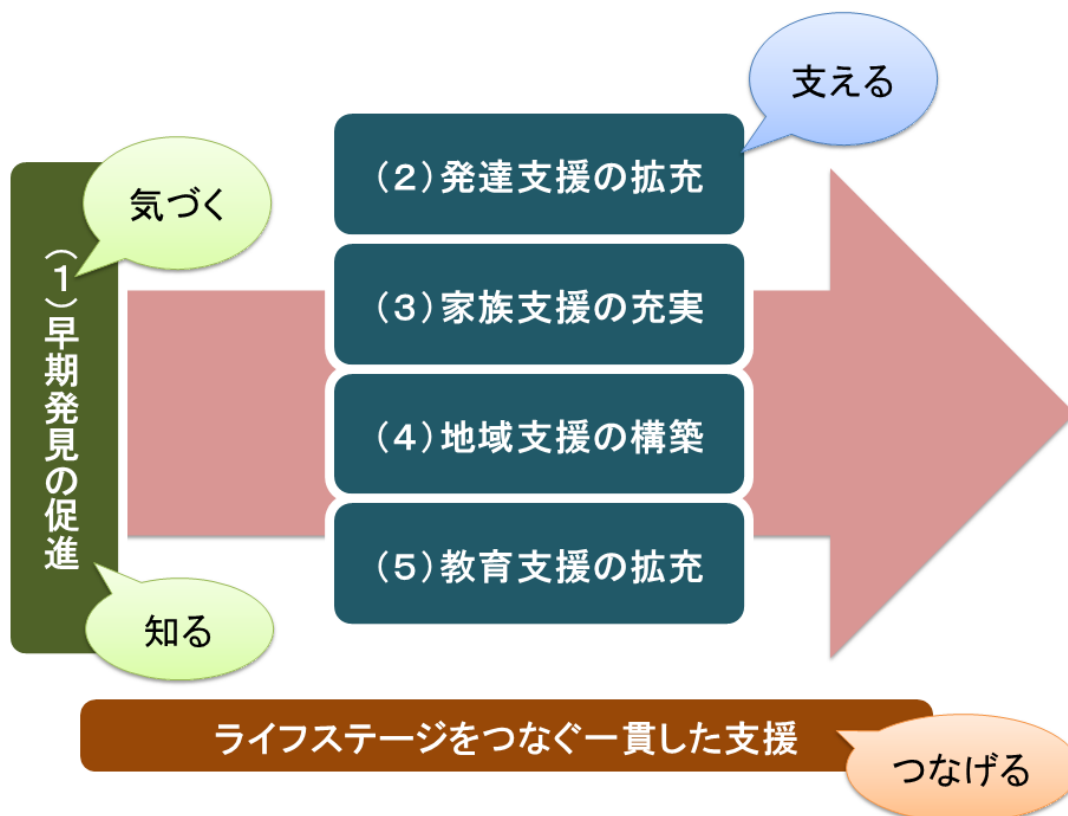
持続可能な開発目標（SDGs）とは、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17のゴールから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っています。SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル（普遍的）なものであり、日本としても積極的に取り組んでいます。我孫子市では、SDGsを誰もが健康で安心して暮らせる住宅都市として、より一層発展させていく目標と捉え、健康・福祉、環境保全、産業、都市機能など、さまざまな分野のまちづくりを進めています。

本計画においても持続可能な開発目標（SDGs）の視点に配慮し、事業を推進します。

- |   |                 |   |                          |  |                     |
|---|-----------------|---|--------------------------|--|---------------------|
|  | ① 貧困をなくそう       |  | ⑦ エネルギーをみんなに<br>そしてクリーンに |  | ⑬ 気候変動に具体的な<br>対策を  |
|  | ② 飢餓をゼロ         |  | ⑧ 働きがいも経済成長も             |  | ⑭ 海の豊かさを守ろう         |
|  | ③ すべての人に健康と福祉を  |  | ⑨ 産業と技術革新の基盤をつくろう        |  | ⑮ 陸の豊かさを守ろう         |
|  | ④ 質の高い教育をみんなに   |  | ⑩ 人や国の不平等をなくそう           |  | ⑯ 平和と公正をすべての人に      |
|  | ⑤ ジェンダー平等を実現しよう |  | ⑪ 住み続けられるまちづくりを          |  | ⑰ パートナリシップで目標を達成しよう |
|  | ⑥ 安全な水とトイレを世界中に |  | ⑫ つくる責任 つかう責任            |  |                     |

## 2. 基本目標

基本理念に基づき、次のとおり5つの目標を定めます。



### (1) 早期発見の促進

医療機関や保健センターでの乳幼児の相談や健診、教育委員会での就学時健康診断\*、その他関係機関において早期発見につながるための連携強化を図ります。

また、早期の発達支援につなげるために、保護者の不安に寄り添えるような関係機関での連携を図ります。

### (2) 発達支援の拡充

児童福祉法に基づく児童通所支援事業において、障害の有無に関わらず、年齢別のニーズに応じた質の高い専門的な発達支援を実施していきます。そのために、民間の児童通所支援事業所とともに児童発達支援センター\*であるこども発達センターを中心とした発達支援体制の充実を図ります。

### (3) 家族支援の充実

発達に支援が必要な子どもを育てる家庭において、発達支援を継続的かつ効果的に行えるようにするには、保護者の「気づき」が重要です。

そのためには、保護者に寄り添った支援を行い、保護者が子どもの発達特性や障害への理解を深められることが必要です。そこで、保護者が主体的にかかわることができるような相談支援体制の充実を図り、子ども虐待を含む不適切な養育に繋がることを防止します。

### (4) 地域支援の構築

発達に支援が必要な子どもが、児童通所支援事業所に加え、幼稚園、保育園、認定こども園、学校、学童保育室、あびっ子クラブ等の地域の居場所において、健やかに育つために、子どもの状況にあわせた配慮や環境整備が行えるように地域支援体制を確立します。

また、発達に支援が必要な子どもとその家族が差別や偏見、不利益を受けないよう合理的配慮の理解を促し、差別の解消を推進していきます。

### (5) 教育支援の拡充

子どもたち一人ひとりの心と体の発達に応じた教育を推進するため、特別支援教育を推進し、支援体制の充実を図ります。一人ひとりに適した環境で教育を受けることができれば、子どもはのびのびと学習に取り組むことができ、ひいては保護者の負担を軽減することに繋がります。

また、教育支援委員会や学校等との連携を図り、卒業後を見据えた就労移行支援事業所\*等との連携を図ります。



#### —療育支援と発達支援—

我孫子市では、医学的診断の有無によらず、支援の対象となる子どもを「発達に支援が必要な子ども」と定義し、子どもの成長や特性に応じた“丁寧な子育て”を応援しています。

そこで本計画では、もともとは障害のある子どもへの治療と教育を合わせた専門性の高い意味を持つ「療育」という言葉ではなく、子どもが普段生活している家庭や所属機関などで幅広い支援や合理的配慮が受けられるように「発達支援」という言葉を用いています。

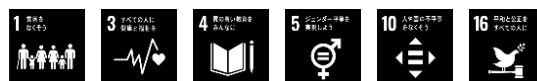
さらに、専門機関以外でのサポートが充実するように「家族支援」、「地域支援」、「教育支援」という言葉を用い、幅広い支援体制を図っています。

### 3. 施策の体系

基本目標に基づき、施策及び事業を次の表のとおりとします。

基本目標	施策及び事業	所管
早期発見 の促進	発達支援に関する専門職員の派遣	こども発達センター
	ケースワーカーによる相談・調整	こども発達センター
	あそびの教室による早期支援	こども発達センター
	子ども総合相談の推進	子ども相談課
発達支援 の拡充	専門職員による相談・訓練	こども発達センター
	児童発達支援事業所「ひまわり園」による発達支援	こども発達センター
	保育所等訪問支援事業所「おひさま」による発達支援	こども発達センター
	児童通所支援事業	子ども相談課
家族支援 の充実	ケースワーカーによる相談・調整【再掲】	こども発達センター
	専門職員による相談・訓練【再掲】	こども発達センター
	相談支援事業所「なの花」の相談支援専門員による児童支援利用計画の作成	こども発達センター
	就学に関する相談・支援業務	こども発達センター
	教育相談・発達相談事業	教育相談センター
	子ども総合相談の推進【再掲】	子ども相談課
	子ども虐待防止・援助活動の推進	子ども相談課
地域支援 の構築	専門職員による訪問・相談	こども発達センター
	ライフダイアリー普及事業	こども発達センター
教育支援 の拡充	教育支援委員会の運営	教育相談センター
	学級支援員派遣事業	教育相談センター
	教育相談センター巡回事業	教育相談センター
	特別支援教育推進事業	教育相談センター
	教育相談センターアドバイザー事業	教育相談センター
	就学相談事業	教育相談センター
	長欠対策事業	教育相談センター
	教育相談・発達相談事業【再掲】	教育相談センター
	児童生徒からの悩み相談ホットライン	教育相談センター

## 第4章 施策の推進

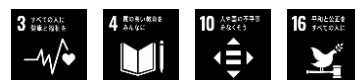


### 1. 早期発見の促進

#### 【方向性】

- ・子どもに関わる専門職員のスキルを向上させることで、発達に支援が必要な子どもを早期発見し、早期に発達支援へ繋げるための支援体制の充実を図ります。
- ・こども発達センターのケースワーカーを中心とした関係機関との連携や情報共有を強化します。
- ・乳幼児期における親子の愛着関係を大切にされた相談支援体制の充実を図ります。

#### (1) 発達支援に関する専門職員の派遣



保健センターの健診や育児相談等において、保健師が必要と判断した場合に、こども発達センターの専門職員が子どもの発達に関する相談支援を行います。保健センターとこども発達センターが連携することで、発達に支援が必要な子どもを効果的に早期発見、早期支援することに繋がります。

		見込み値		
		R6年度	R7年度	R8年度
保健センターでの相談業務	延べ人数	322人	315人	310人

#### (2) ケースワーカーによる相談・調整

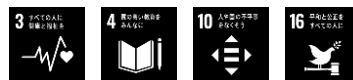


こども発達センターに相談があった場合、ケースワーカーが原則すべての子どもの受理面接を行い、子どもの発達と家庭の状況を把握します。その後、こども発達センターにおける会議を通じ、発達支援、福祉サービスの利用に繋がるとともに、必要に応じて関係機関とも情報共有を行います。

また、こども発達センターにおいて小児科医が発達相談や診断を行うことで、子どもの発達状況をより客観的に把握できる機会を設けます。

		見込み値		
		R6年度	R7年度	R8年度
こども発達センター利用者	実人数	698人	682人	672人
受理面接	実人数	215人	210人	207人
医療相談	延べ人数	36人	36人	36人

### (3) あそびの教室による早期支援



子どもの発達状況に応じた適切な発達支援に繋げるために、こども発達センターにおいて「親子教室（たんぽぽ教室）」を実施しています。

保健センターで行われる健診や子育て相談で相談があった発達に支援が必要な子どもとその保護者を対象に、親子あそびや集団活動を通して経過観察を行い、必要な発達支援に繋ぐため、「親子教室（たんぽぽ教室）」を実施します。

		見込み値		
		R6 年度	R7 年度	R8 年度
親子教室（たんぽぽ教室）	延べ人数	25 人	25 人	25 人

### (4) 子ども総合相談の推進



子ども相談課では、子どもに関するあらゆる相談に、来所及び電話等で対応しています。相談内容により、総合窓口として適切な専門機関を紹介するとともに、助言が必要と判断した場合には継続的な相談支援を行います。特に様々な要因から養育が困難な家庭において子ども虐待に至るケースも多いため、子ども総合相談窓口としての周知や機能の強化を図りながら、関係機関と連携し、家族支援を行います。

		見込み値		
		R6 年度	R7 年度	R8 年度
子どもに関する相談のうち、終結件数の割合		80%	80%	80%





## 2. 発達支援の拡充

### 【方向性】

- ・こども発達センターを利用する子どもの保護者に対し、その意向を受け止め、子どもと保護者の安定した関係に配慮し、質の高い専門的な発達支援を提供します。
- ・子どもの所属機関や児童通所支援事業所による効果的なサービスの提供が行えるように相談支援事業所を中心とした支援体制を充実させていきます。
- ・重症心身障害児や医療的ケアが必要な子どもが、身近な地域で必要かつ適切な支援を受けられるように、医療的ケア児等支援の協議の場を「療育・教育システム連絡会」の医ケア児支援部会として設置することにより、各関連分野が共通の理解に基づき協働し、地域における課題の整理や地域資源の開発等を行うなど、医療的ケア児に対する支援のための地域づくりを推進します。また、医療的ケア児等支援コーディネーターの配置により、医療的ケア児が必要とする多分野にまたがる支援の利用を調整し、その子どもにとってより適切な支援の提供につなげていきます。
- ・強度行動障害を有する子どもに対しても、適切な支援ができるよう、人材育成等を通じて支援体制の整備を図ります。



### (1) 専門職員による相談・訓練

(事務事業名：地域と連携した子どもの発達への支援)

発達に支援が必要な子どもに対して、こども発達センターの各専門職員が子どもの発達状況を検査と評価を通して的確にとらえ、適切な支援を行います。また、保護者の子育てについての相談に応じるとともに、ペアレントプログラム<sup>1)</sup>の支援体制を確保します。

		見込み値			
		R6 年度	R7 年度	R8 年度	
発達評価		延べ人数	596 人	596 人	596 人
心理・発達相談（就学児の相談含む）		延べ人数	920 人	920 人	920 人
個別療育	理学療法	実人数	50 人	50 人	50 人
	作業療法	実人数	170 人	170 人	170 人
	言語聴覚療法	実人数	200 人	200 人	200 人
	家庭療育指導	実人数	200 人	200 人	200 人

			見込み値		
			R6 年度	R7 年度	R8 年度
集団療育	乳児集団療育	実人数	15 人	15 人	15 人
	幼児集団療育	実人数	50 人	50 人	50 人
補装具・日常生活用具相談		延べ人数	10 人	10 人	10 人
保護者学習会		参加人数	30 人	30 人	30 人
療育セミナー		参加人数	170 人	170 人	170 人
ペアレントプログラム		実人数	5 人	5 人	5 人

## (2) 児童発達支援事業所「ひまわり園」による発達支援



児童福祉法に規定する児童発達支援事業として、一人ひとりの子どもに対し発達支援と保護者への支援を行い、日常生活における基本動作の習得、集団生活への適応能力の向上を図ります。

	見込み値		
	R6 年度	R7 年度	R8 年度
契約者数	45 人	45 人	45 人

## (3) 保育所等訪問支援事業所「おひさま」による発達支援



児童福祉法に規定する保育所等訪問支援事業として、幼稚園、保育園、認定こども園等に就園している子どもについて、必要に応じて就園先で、直接支援を行います。

	見込み値		
	R6 年度	R7 年度	R8 年度
契約者数	2 人	2 人	2 人







#### (4) 児童通所支援事業

子ども相談課において、児童通所支援を必要とする子どもが適切なサービスを受けられるよう公平、適切、迅速に支給決定を行います。

日常生活全般を支援する観点から児童通所支援に加えて、他の福祉サービス、社会資源を積極的に活用できるようサービス等利用計画を作成します。

		見込み値		
		R6 年度	R7 年度	R8 年度
児童発達支援	実人数/月	248 人	272 人	300 人
	延べ利用日数/月	1,600 日	1,760 日	1,936 日
放課後等デイサービス	実人数/月	337 人	411 人	501 人
	延べ利用日数/月	3,906 日	4,765 日	5,814 日
保育所等訪問支援	実人数/月	2 人	3 人	3 人
	延べ利用日数/月	4 日	5 日	6 日
居宅訪問型 児童発達支援	実人数/月	1 人	2 人	2 人
	延べ利用日数/月	4 日	8 日	8 日
相談支援事業	実人数/月	108 人	137 人	174 人
医療的ケア児に対する関連 分野の支援を調整するコー ディネーターの配置人数	実人数	5 人	6 人	7 人
医療的ケア児支援のための 協議の場の開催回数	実施回数/年	2 回	2 回	2 回

※「医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数」及び「医療的ケア児支援のための協議の場の開催回数」は、本計画から見込み値を設定



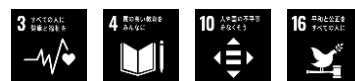
### 3. 家族支援の充実



#### 【方向性】

- 発達に支援が必要な子どもを育てる家庭において、支援を継続的かつ効果的に行えるようにするためには、保護者の「気づき」が重要です。障害や発達特性の理解促進のために専門職員による親子の愛着関係を大切にした発達支援、教育・心理・発達相談を行います。
- ライフステージを通じた親支援を可能とするために、保護者等が子どもの発達特性を理解し、必要な知識や対応方法を身につけるため、保護者向けの支援プログラムであるペアレントプログラム、ピアサポート\*活動等を通じて、支援体制の充実を図ります。

#### (1) ケースワーカーによる相談・調整【再掲】

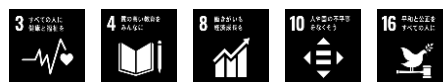


こども発達センターに相談があった場合、ケースワーカーが原則すべての子どもの受理面接を行い、子どもの発達と家庭の状況を把握します。その後、こども発達センターにおける会議を通じ、発達支援、福祉サービスの利用に繋げるとともに、必要に応じて関係機関とも情報共有を行います。

また、こども発達センターにおいて小児科医が発達相談や診断を行うことで、子どもの発達状況をより客観的に把握できる機会を設けます。

		見込み値		
		R6 年度	R7 年度	R8 年度
こども発達センター利用者	実人数	698 人	682 人	672 人
受理面接	実人数	215 人	210 人	207 人
医療相談	延べ人数	36 人	36 人	36 人

#### (2) 専門職員による相談・訓練【再掲】



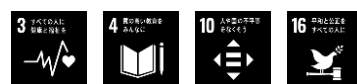
(事務事業名：地域と連携した子どもの発達への支援)

発達に支援が必要な子どもに対して、こども発達センターの各専門職員が子どもの発達状況を検査と評価を通じた的確にとらえ、適切な支援を行います。また、保護者の子育てについての相談に応じるとともに、ペアレントプログラムの支援体制を確保します。同じ悩みを持つ保護者が集まり、子育ての悩みや学びを共有します。

ペアレントメンター\*については、県の登録者数を把握し、市内の実態やニーズを把握しながら、活用についての検討を進めていきます。

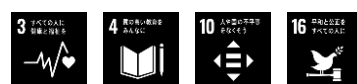
		見込み値		
		R6 年度	R7 年度	R8 年度
発達評価	延べ人数	596 人	596 人	596 人
心理・発達相談（就学児の相談含む）	延べ人数	920 人	920 人	920 人
個別療育	理学療法	実人数	50 人	50 人
	作業療法	実人数	170 人	170 人
	言語聴覚療法	実人数	200 人	200 人
	家庭療育指導	実人数	200 人	200 人
集団療育	乳児集団療育	実人数	15 人	15 人
	幼児集団療育	実人数	50 人	50 人
補装具・日常生活用具相談	延べ人数	10 人	10 人	10 人
保護者学習会	参加人数	30 人	30 人	30 人
療育セミナー	参加人数	170 人	170 人	170 人
ペアレントプログラム	実人数	5 人	5 人	5 人
ピアサポート	参加人数	12 人	12 人	12 人

### （３）相談支援事業所「なの花」の相談支援専門員による児童支援利用計画の作成



児童福祉法に規定する障害児相談支援事業として、適切かつ効果的な児童通所支援の利用に加え、他の福祉サービスや地域社会資源等の活用をできるよう児童支援利用計画を作成します。特に子どもが未就学児の場合、障害や発達特性の理解促進を促していくことで子どもの健全な成長発達に繋がることから、保護者支援を積極的に行っていきます。

	見込み値		
	R6 年度	R7 年度	R8 年度
契約者数	270 人	275 人	280 人
児童支援利用計画延べ作成数	285 件	290 件	300 件



### （４）就園、就学に関する相談・支援業務

保護者が子どもに適した就学先を選択できるよう、こども発達センターにおいて就学に関する相談を受けています。小学校へ入学後、子ども自身が学校の生活に適応し、集団生活を楽しく行えるようにするため、こども発達セ

ンターと小学校との連携を図っていきます。また、保護者からの要望に応じた引継ぎ資料の作成および就学した後の相談、支援も継続して行います。

こども発達センターを利用する子どもが、幼稚園、保育園、認定こども園の利用を希望する場合、就園先や園生活等に関する説明会も開催しています。

	見込み値		
	R6 年度	R7 年度	R8 年度
就学引き継ぎ資料作成人数	136 人	120 人	110 人
学童相談（小1フォロー）	70 人	70 人	70 人
就園説明会 参加人数	15 人	15 人	15 人



#### (5) 教育相談・発達相談事業

学齢期の児童生徒やその保護者、あるいは関係者からの、不登校やいじめ、発達の偏りなどを主訴とする様々な相談に応じています。子どもの発達の偏りは育てづらさに繋がることも多いことから、子ども虐待に至らないよう、継続的に支援します。

	見込み値		
	R6 年度	R7 年度	R8 年度
来談件数	350 件	350 件	350 件
発達障害及び何らかの発達の偏りが背景にあると思われる相談の割合	65%	65%	65%
相談回数※	2,600 回	2,600 回	2,600 回

※相談回数は、来所相談、電話相談、他機関調整を含む



#### (6) 子ども総合相談の推進【再掲】

子ども相談課では、子どもに関するあらゆる相談に、来所及び電話等で対応しています。相談内容により、総合窓口として適切な専門機関を紹介するとともに、助言が必要と判断した場合には継続的な相談支援を行います。特に様々な要因から養育が困難な家庭において子ども虐待に至るケースも多いため、子ども総合相談窓口としての周知や機能の強化を図りながら、関係機関と連携し、家族支援を行います。

	見込み値		
	R6 年度	R7 年度	R8 年度
子どもに関する相談のうち、終結件数の割合	80%	80%	80%



## (7) 子ども虐待防止・援助活動の推進

子ども虐待の背景には、子ども自身や子育てをする保護者が抱える様々な悩みや不安があります。それらが子ども虐待に繋がらないように、また重症化させないために、子ども相談課を中心として、児童相談所や学校など関係機関とのネットワークを活用した支援活動を行います。

	見込み値		
	R6 年度	R7 年度	R8 年度
緊急性の高い児童通告について、48 時間以内に調査を行った割合	100%	100%	100%



### ーヤングケアラー支援についてー

家族のケアを引き受けることで本来やりたいこと、やるべきことを行うのが難しくなってしまう子ども達があります。ただ、ヤングケアラーであること自体はいけないことではありません。そういう状況にある子どもの話をよく聞き、周りの大人たちが子どもの希望を叶えるために何ができるのかを一緒に考えることが大切です。

## ヤングケアラーはこんな子どもたちです

家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている18歳未満の子どもをいいます。

障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている

家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている

障がいや病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている

目を離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている

日本語が第一言語でない家族や障がいのある家族のために通訳をしている

家計を支えるために労働をして、障がいや病気のある家族を助けている

アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している

がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病をしている

障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている

障がいや病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている

©一般社団法人日本ケアラー連盟 / illustration : Izumi Shiga



#### 4. 地域支援の構築

##### 【方向性】

- ・幼稚園、保育園、認定こども園、学校、学童保育室、あびっ子クラブ等において、発達に支援が必要な子どもが健やかに成長し、のびのびと地域で生活できる体制を構築するために、児童発達支援センターであるこども発達センターを中心として地域のインクルージョンを推進し、関係機関での情報共有と連携を強化します。
- ・地域の児童通所支援事業所に対するスーパーバイズ、コンサルテーションの支援体制を構築します。こども発達センターの職員（保育士含む）が民間の障害児通所支援事業所を訪問し、支援内容の確認や助言等を行う施設巡回を実施し、サービスの質の向上や不正、虐待の防止に努めます。
- ・児童通所支援事業所が、障害や発達特性のある子どもへの対応の質を高められるよう、こども発達センターの専門職員が研修の場を提供します。
- ・それぞれの場において合理的配慮が提供されるよう、保育者や関係者に発達特性の理解を促し、関わり方や環境調整に関する指導、助言を行います。
- ・災害時の迅速な対応のため、地域の関係機関と日常的な連携を促進します。



##### (1) 専門職員による訪問・相談

（事務事業名：地域と連携した子どもの発達への支援）

幼稚園、保育園、認定こども園、学校等の生活において、発達に支援が必要な子どもの健やかな育ちを支援するために、こども発達センターの専門職員が保育者や教職員に対して子どもへの関わり方や環境調整に関する助言を行います。

巡回相談として、こども発達センターの専門職員が我孫子市在住の未就学児が通っている各園に年3回ずつ訪問しています。他にも、保護者や子どもの所属機関、児童通所支援事業所からの依頼をもとに、各専門職員が施設訪問相談を実施しています。さらに、就学後の子どもの様子について保護者からの相談に応じ、必要に応じて学校や児童通所支援事業所と連携します。

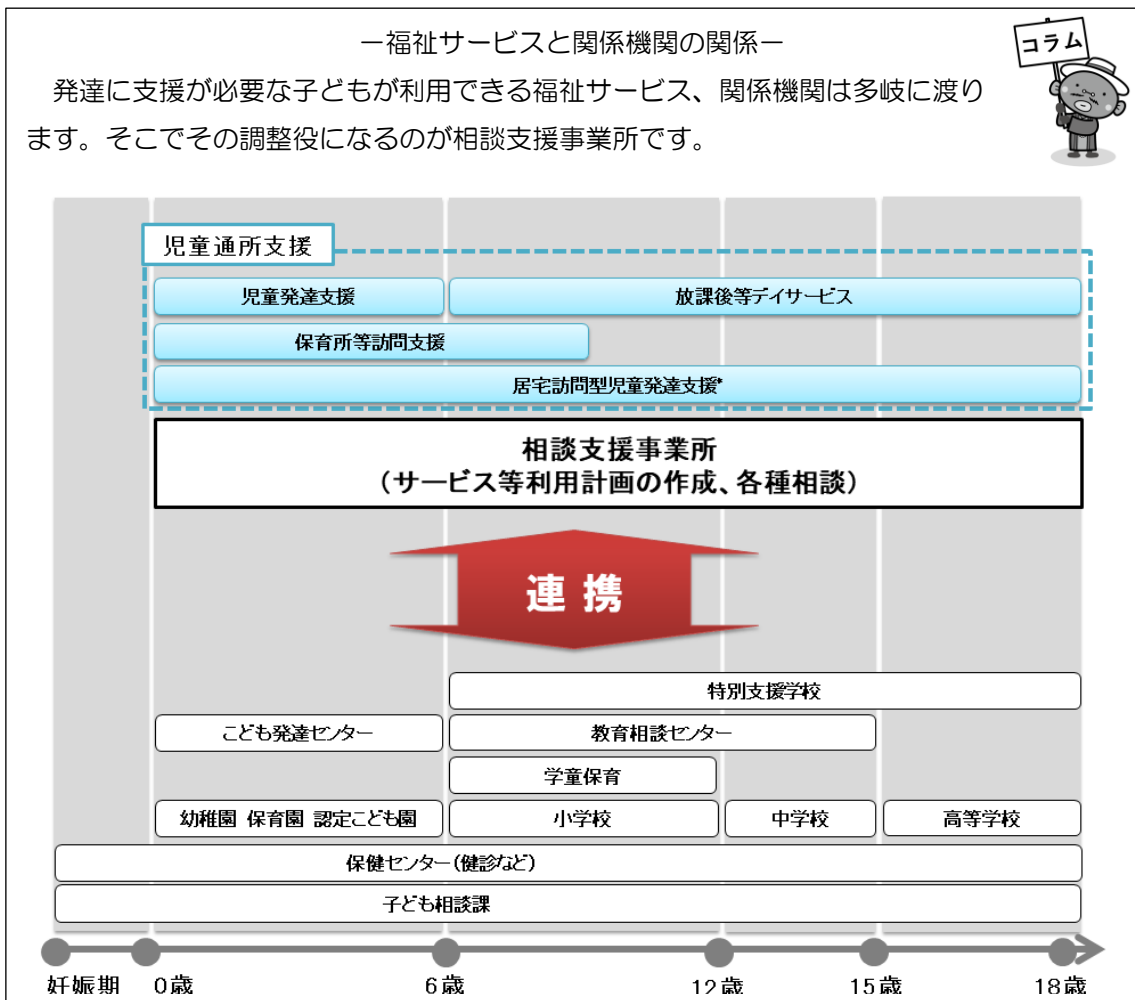
		見込み値		
		R6 年度	R7 年度	R8 年度
巡回相談（就学前）	延べ人数	160人	160人	160人
	施設訪問相談	20回	20回	20回



## (2) ライフダイアリー普及事業

我孫子市に住むすべての子どもとその保護者を対象に子育て支援ファイル「ライフダイアリー」を配布しています。これは、より良いサービスを行うため、家庭及び関係機関が子どもに関する情報の共有化を円滑かつ的確に行うための記録を綴った情報伝達用のファイルです。平成28年度から全戸配布となりましたが、活用が進まない現状もあるため、「ライフダイアリー」の活用方法や配布対象について検討していきます。

	見込み値		
	R6年度	R7年度	R8年度
ライフダイアリーの配布数	685冊	220冊	215冊

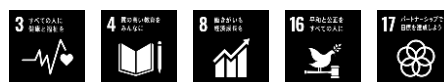




## 5. 教育支援の拡充

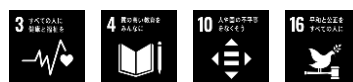
### 【方向性】

- ・学齢期の発達に支援が必要な児童生徒に適切な教育支援が実施されるよう、教育相談センターにおいて教育相談、支援体制の充実を図ります。家族への支援を充実させ、相談支援事業所など地域資源との連携強化を図ります。



### (1) 教育支援委員会の運営

学齢期の発達に支援が必要な児童生徒の就学について、教育支援委員会を設置し、年4回の会議で対象の児童生徒の就学先を審議します。また教育相談センターがこども発達センター、我孫子特別支援学校等と連携し、対象の児童生徒や保護者と個別に相談し、学校見学、体験入学等を通して保護者の意向を確認しながら就学を決定します。



### (2) 学級支援員派遣事業

小中学校の特別支援学級数、在籍児童生徒数や、教育相談センター巡回事業で把握した支援を要する児童生徒の実態に基づいて、学級支援員を小中学校に派遣します。特別支援学級に在籍する児童生徒は年々増えているため、学級支援員を確保するとともに、研修等を通しスキルアップをしていきます。

		見込み値		
		R6年度	R7年度	R8年度
支援員一人に対する 特別支援学級在籍児童生徒の数	小学校	5.1人	5.1人	5.1人
	中学校	6.7人	6.7人	6.7人



### (3) 教育相談センター巡回事業

巡回相談員は、教育相談センター長、各学校の担当アドバイザー、特別支援教育担当指導主事、必要に応じて教育相談センターケースワーカーが務めます。授業観察及び管理職、特別支援教育コーディネーター\*の説明等を通して各学校の特別支援教育体制の推進を図ります。また、誰一人取り残すことなく必要な児童生徒に対する教育支援計画を作成します。



	見込み値		
	R6 年度	R7 年度	R8 年度
必要な児童生徒に対する教育支援計画作成数	920 人	930 人	940 人
必要な児童生徒に対する教育支援計画作成率	100%	100%	100%

#### (4) 特別支援教育推進事業



特別支援教育コーディネーター研修会を年 2 回、さらに各小中学校（19 校）で校内研修会等を開催し、学齢期の発達に支援が必要な児童生徒の指導、支援の質の向上を図ります。

	見込み値		
	R6 年度	R7 年度	R8 年度
校内研修会	19 回	19 回	19 回
学級支援員研修会	2 回	2 回	2 回
コーディネーター研修会	2 回	2 回	2 回
聞こえの相談会*（※）	1 回	1 回	1 回

※R2 年度に廃止した聞こえの研修会の代わりに、R6 年度から聞こえの相談会を実施

#### (5) 教育相談センターアドバイザー事業



学齢期の学校生活における何らかの困り感があると思われる児童生徒について、教職員とアドバイザーが日常的に情報を共有しあい、児童生徒の困り感を軽減するための方法を教職員とともに検討します。

		見込み値		
		R6 年度	R7 年度	R8 年度
小学校	延べ人数	230 人	230 人	230 人
	派遣回数	200 回	200 回	200 回
中学校	延べ人数	60 人	60 人	60 人
	派遣回数	70 回	70 回	70 回

#### (6) 就学相談事業



年長児についてはこども発達センターと、小学 6 年生については学校と、それぞれ連携しながら、学校見学や体験学習を通して、子どもの可能性を最大限に伸ばせる教育の場を保護者が選択できるよう、相談に応じます。

	見込み値		
	R6 年度	R7 年度	R8 年度
体験者数（実数）	170 人	170 人	170 人
体験回数 （延べ人数）	120 回 （180 人）	120 回 （195 人）	120 回 （205 人）
教育支援委員会審議件数 （小学校入学予定者）	120 件	130 件	135 件
教育支援委員会審議件数 （中学校入学予定者）	60 件	65 件	70 件
その他の相談回数※	250 回	250 回	250 回

※その他の相談回数には来所相談、電話相談、他機関連携、検査等を含む



### （7）長欠対策事業

すべての小中学校に心の教室相談員を派遣予定です。小学校、中学校共に、月 48 時間勤務（週 2～3 時間）を目途に開室し、児童生徒をはじめ、保護者や教職員の相談に応じます。

教育支援センター「かけはし」、「ひだまり」と各校の「校内教育支援センター」の連携を図り、発達支援の視点を含めた総合的な児童生徒の理解及びその児童生徒に応じた対応を実践していきます。

	見込み値		
	R6 年度	R7 年度	R8 年度
心の教室相談員の延べ相談人数	10,000 人	10,000 人	10,000 人
教育支援センター利用児童生徒数	115 人	130 人	145 人

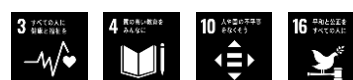


### （8）教育相談・発達相談事業【再掲】

学齢期の児童生徒やその保護者、あるいは関係者からの、不登校やいじめ、発達の偏りなどを主訴とする様々な相談に応じています。子どもの発達の偏りは育てづらさに繋がることも多いことから、子ども虐待に至らないよう、継続的に支援します。

	見込み値		
	R6 年度	R7 年度	R8 年度
来談件数	350 件	350 件	350 件
発達障害及び何らかの発達の偏りが背景にあると思われる相談の割合	65%	65%	65%
相談回数※	2,600 回	2,600 回	2,600 回

※相談回数は、来所相談、電話相談、他機関調整を含む



### (9) 児童生徒からの悩み相談ホットライン

教育相談センター内に学齢期の児童生徒が直通でかけられる電話やメールによる相談窓口です。心理相談員や社会福祉士が対応にあたるるとともに、関係諸機関との連携を密にし、児童生徒の悩みやいじめ問題の解決に取り組みます。

	見込み値		
	R6 年度	R7 年度	R8 年度
相談人数	20 人	20 人	20 人



#### — マルトリートメントとは —

言葉による脅し、威嚇、罵倒、無視、放っておく、子どもの前で繰り広げられる激しい夫婦喧嘩など、大人から子どもへの発達を阻害する行為全般を含めた不適切な養育を意味します。

子どもの脳は傷つきやすく、上記のような極度のストレスを感じると、その苦しみになんとか適応しようとして自ら変形します。その結果、落ち着きがない、集団行動ができない、乱暴、不自然な愛着行動を見せる等、発達障害的な行動が現れ、適切な支援を受けられないまま成長すると、うつ病、摂食障害、統合失調症などの精神疾患症状や反社会的行為が出現し、生涯にわたって影響を及ぼします。

発達障害的な行動に対する支援者の対応方法は発達障害と同じです。発達障害について正しい知識を身に付け、子どもの問題を理解し、対処方法の知識と技法の習得、対処行動への適切な評価ができるようにスキルアップすることが大切です。

## 6. 計画の推進体制と進行管理

### (1) 推進体制

本計画の推進にあたっては、福祉分野、教育分野を含む、様々な分野にわたる地域資源との連携が重要であることから、幼稚園、保育園、認定こども園、学校などの子どもの所属機関、児童通所支援等の事業所、相談支援事業所など福祉事業所のほか、庁内関係部署等と連携しながら取り組むことが必要です。

そこで本計画は、関係機関の連携を図ることを目的として設置した「療育・教育システム連絡会」を中心に策定しました。

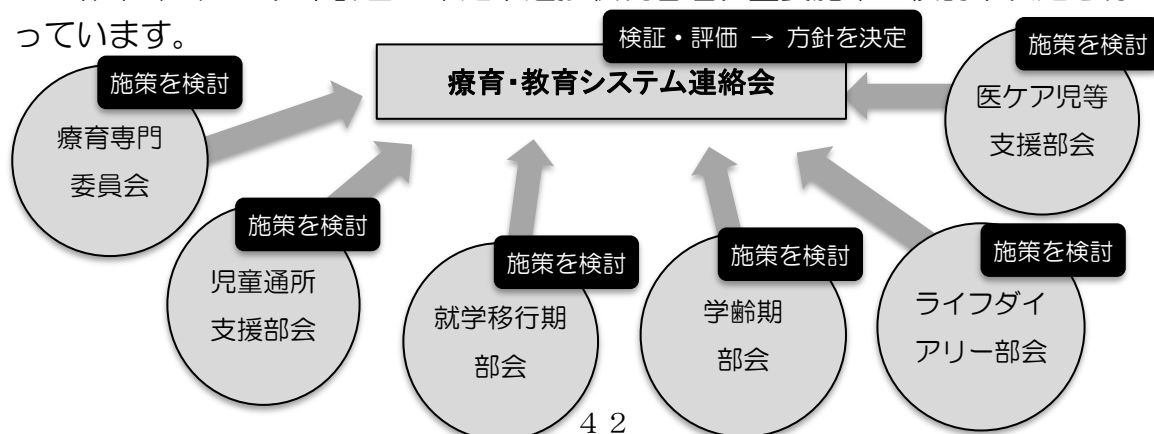
「療育・教育システム連絡会」は、市と教育委員会の関係部署の他、私立保育園長代表、私立幼稚園長代表、小中学校校長会代表、我孫子特別支援学校校長、湖北特別支援学校校長を委員として組織するとともに、具体的な施策を検討する6つの作業部会を設置していることから、それぞれの立場からの意見を伺いながら、今後の計画進行の検証と評価を行い、次期の計画策定につなげていきます。

### (2) 療育・教育システム連絡会とは

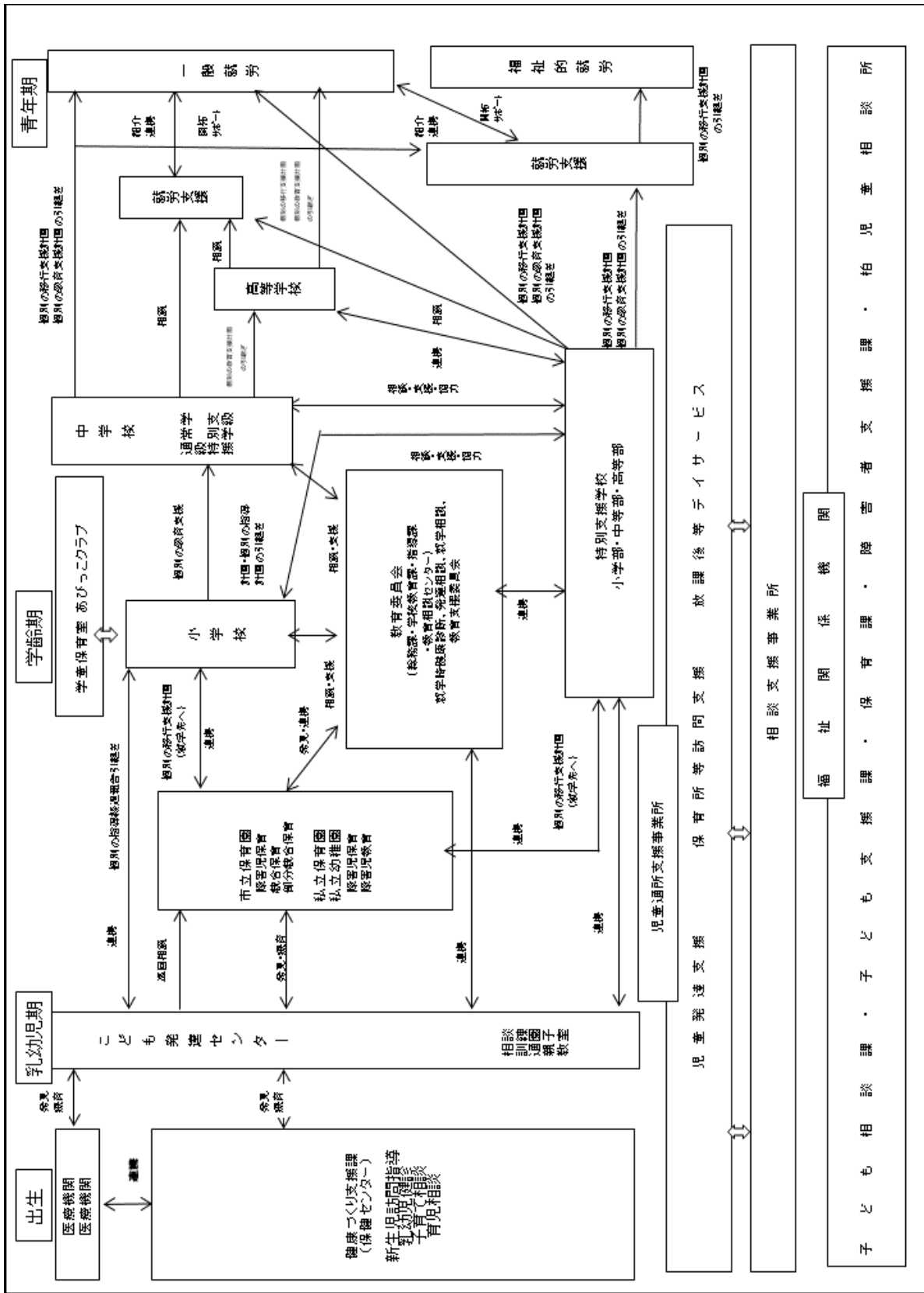
近年、子どもの人口数の減少に対して、発達に支援が必要な子どもの人口に占める割合は、継続して増加傾向にあります。このような中、障害特性の重症化、多様化や家族形態の変化等により、発達に支援が必要な子どもとその家族の多くは、不安や負担感を抱えています。中には、家庭機能が低下し、子育てに困難を抱え、結果的に虐待や不適切な養育環境に陥る家庭もあります。

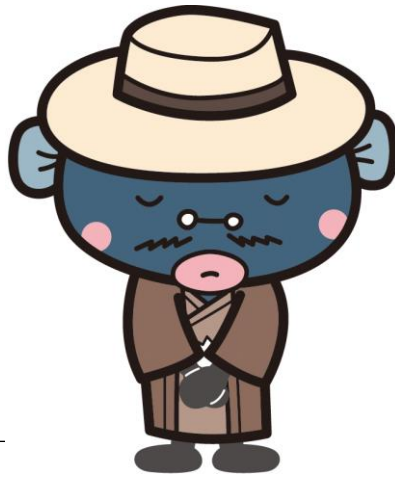
子どもの発達に関わる問題は多岐に渡り、ひとつの部署、機関ですべての問題を解決することは不可能なので、関係機関の連携が重要になってきます。

そこで我孫子市では、発達に支援が必要な子どもを早期に発見し、ライフステージに応じた切れ目のない発達支援を充実させるために、「療育・教育システム連絡会」に作業部会を設置しています。令和5年度には、新たに医療的ケア児等への支援体制を協議する場として「医ケア児等支援部会」を設置し、6つの作業部会にて、本計画の策定や進捗状況管理、重要施策の検討や決定を行っています。



(3) 療育・教育システム連絡会のイメージ図





## 第3期我孫子市子ども発達支援計画

(第3期障害児福祉計画)

発行：我孫子市子ども部子ども相談課・こども発達センター  
〒270-1192 我孫子市我孫子 1858 番地  
TEL 04-7185-1111

我孫子市教育委員会教育総務部教育研究所  
〒270-1132 我孫子市湖北台4丁目3番1号  
TEL 04-7187-4600